

鹿角市告示第 67 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号）第114条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の 名称、数量等	役務名称：財委－3 市有地草刈等管理業務 委託内容：市有地の除草作業（市内20箇所） 委託期間：契約日～平成30年 8月10日
(2) 契約の相手方に必 要な資格	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の 推進等に関する法律第2条第2項各号のいずれかに 該当する施設であること。
(3) 契約相手方の決定 方法	契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の範 囲内であるか確認し、契約締結する。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：平成30年 5月18日（金）12時 提 出 先：総務部財政課管財地籍班

平成30年 5月11日

鹿角市長 児 玉 一